

## 船舶事故調査報告書

平成23年9月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年12月16日 22時25分ごろ
発生場所	長崎県対馬市 <sup>つしま いずはら</sup> 厳原港東方沖（公海上） 対馬市美津島町所在の折瀬鼻灯台から真方位129° 8.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 12.8′ 東経129° 31.1′）
事故調査の経過	平成22年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 NO.3 DAE GWANG HO <sup>テ グワン ホー</sup> （大韓民国籍）、29トン 9510019-6497204、個人所有 20.20m (Lr) ×不詳×不詳、FRP ディーゼル機関、285kW、進水年月日不詳 B 漁船 豊漁丸 <sup>ほうりょう</sup> 、18トン NS2-10267（漁船登録番号）、個人所有 16.65m (Lr) ×4.23m×1.84m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和61年12月14日
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍） 男性 48歳 六級海技士（航海）（大韓民国発給） 交付年月日 不詳 有効年月日 不詳 B 船長B 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年1月31日 免許証交付日 平成20年1月10日 （平成25年1月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 球状船首に欠損 B 左舷中央部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、厳原港東方沖を航行中、集魚灯を点灯して漂流中のB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、17時30分ごろ、厳原港東方沖において、パラシュート型アンカーを投入して漂流し、3kWの集魚灯を20個点灯していか一本釣り漁を開始した。 船長Bは、集魚灯を点灯しているので他船がB船に気付いてくれるもの

	<p>と思い、船首を北西に向けたB船の前部甲板で作業中、A船の機関音が聞こえて左舷側至近に迫ったA船に気付いたが、平成22年12月16日22時25分ごろ、折瀬鼻灯台から真方位129°8.2M付近において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突し、B船の機関室に浸水して航行不能となった。</p> <p>船長Bは、直ちに海上保安庁に118番通報するとともに僚船に連絡した。</p> <p>船長Bは、僚船に移乗して厳原港に帰港し、B船は、浸水量が増加して転覆し、転覆状態で巡視艇により厳原港にえい航された。</p> <p>A船は、衝突後、事故発生場所付近で漂泊していた。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮流 ほとんどなし</p>								
その他の事項	<p>B船の操業海域には、多数のいか一本釣り漁船が操業していたが、近くの漁船で約2M離れていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A 不明、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A 不明、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A 不明、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、厳原港東方沖を航行中、前路で集魚灯を点灯して漂泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、漂泊中のB船と衝突したものと考えられるが、A船から本事故に関する情報を得ることができなかつたので、A船の運航状況などを明らかにすることはできなかつた。</p> <p>B船は、厳原港東方沖で集魚灯を点灯して漂泊中、船長Bが、前部甲板で作業を行っていて接近するA船に気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A 不明、B あり	船体・機関等の関与	A 不明、B なし	気象・海象の関与	A 不明、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、厳原港東方沖を航行中、前路で集魚灯を点灯して漂泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、漂泊中のB船と衝突したものと考えられるが、A船から本事故に関する情報を得ることができなかつたので、A船の運航状況などを明らかにすることはできなかつた。</p> <p>B船は、厳原港東方沖で集魚灯を点灯して漂泊中、船長Bが、前部甲板で作業を行っていて接近するA船に気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A 不明、B あり								
船体・機関等の関与	A 不明、B なし								
気象・海象の関与	A 不明、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、厳原港東方沖を航行中、前路で集魚灯を点灯して漂泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、漂泊中のB船と衝突したものと考えられるが、A船から本事故に関する情報を得ることができなかつたので、A船の運航状況などを明らかにすることはできなかつた。</p> <p>B船は、厳原港東方沖で集魚灯を点灯して漂泊中、船長Bが、前部甲板で作業を行っていて接近するA船に気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、厳原港東方沖において、A船が航行中、B船が集魚灯を点灯して漂泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対馬周辺海域においては、集魚灯を点灯し、漂泊して操業中のいか釣り漁船が多いので注意すること。</li> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>								